避難先と避難者の概要

連		避難先		А	В	С	D
番				避難者			
				要配慮者(※1)			左記以外の方
				妊産婦・乳幼児・家族	高齢者・家族	左記以外の要配慮者	(※6)
				(※3)	(※4)	(※5)	
1	福祉避難所(※2)	福祉施設等	細部	0	0	0	
2	指定避難所(妊産婦・ 乳幼児・家族)	保育所	は「避	0	(O)	(0)	
3	指定避難所(高齢者 ・家族)	桜が丘四丁目集会所 光台四丁目集会所	難開	(0)	©	(0)	
4	地区避難所	各集会所	一	(0)	0	(0)	
5	指定避難所 (外国人対応)	精華中学校	参	(0)	(0)	(0)	0
6	指定避難所	小・中学校	照(※	(0)	(O)	(0)	0
7	避難所協力施設	協力企業・学校	7	(0)	(0)	(0)	0
備 考 1 ◎は、基本とする避難先を示します。(○)は、発災時の状況や必要による避難先を示します。 2 収容人数の関係で受入れ困難な場合、発災時の状況(地震との複合事態等)により開設が遅延または困難な場合の避難先での滞在とならざるを得ないことがあります。							

- (※1)要配慮者とは、①高齢者、②障害者、③乳幼児その他の特に配慮を要する者とされています(災害対策基本法第8条)。 避難行動要支援者も含まれると整理されております(災害対策基本法逐条解説)。
 - 避難行動要支援者とは、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが 困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とされています(災害対策基本法第49条)。
- (※2) 福祉避難所の受入れ対象
 - ・身体等の状況が、①特別養護老人ホーム、②老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって
 - ・避難所での生活において特別な配慮を要する者とされています。
 - ・具体的には、①高齢者、②障害者、③妊産婦、④乳幼児、⑤医療的ケアを必要とする者、⑥病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何等かの特別な配慮を必要とする者、及びその家族までを含むとされています(福祉避難所の確保・運営ガイドライン平成28年4月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当))。
 - ・福祉避難所の受入れ対象は、連番2~4の避難先よりも配慮が必要な方々を念頭に置いています。
- (※3) A妊産婦・乳幼児・家族:基本とする避難先は連番1・2です。必要等に応じ連番3~7へも避難ください。
- (※4) B高齢者・家族:基本とする避難先は連番1・3・4です。必要等に応じ連番2・5・6・7へも避難ください。
- (※5) C左記以外の要配慮者:基本とする避難先は連番1です。必要等に応じ連番2~7へも避難ください。
- (※6) D左記以外の方:基本とする避難先は連番5・6・7です。
- (※7)洪水浸水想定区域に所在する避難先は、洪水時では緊急の場合を除き使用しないことを基本としています。